

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原 ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事意見

平成25年4月から導入された計画段階環境配慮書手続は、可能な限り早期の段階において、位置等の複数案をできる限り設定した上で、環境の保全の見地からの検討を加えることで、重大な環境影響についてより柔軟な環境保全措置の実施を可能とするためのものである。また、その段階で収集された環境情報や環境配慮の検討内容は、その後の手続において効果的に活用されることが重要となる。

このため、都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、事業計画を策定するとともに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）以降の図書を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷をできる限り回避、低減するよう努めること。
- (2) 事業実施想定区域の概ねの位置を決定した経緯及び配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯をわかりやすく示すこと。
- (3) 既存のごみ処理施設の解体撤去工事計画の策定に当たっては、慎重な検討を行い、その結果を踏まえ、適切に環境影響評価の項目を選定すること。

2 騒音及び振動

事業実施想定区域の近隣に住居が存在することから、施設の配置等の検討に当たっては、特に施設の稼働に伴う騒音及び振動の環境影響に配慮すること。

3 地盤

事業実施想定区域のうち東案については、谷筋を埋めて造成された土地を含むことから、事業実施区域の位置の検討に当たっては、地盤の安定性についても配慮すること。

4 その他

方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。